

会費等及び懲戒に関する規則(取扱い基準)2021～

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会(以下「本会」という。)は、会費等及び懲戒に関する規則の第4条及び第5条について取扱い基準を次のとおり定める。

(資格変更等の入会金及び普通会費)

第4条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補である会員が、主務官庁に不動産鑑定業者として登録したときは、主務官庁に登録した月を起算月とし、入会金及び普通会費の差額を納入しなければならない。

取扱い基準

○普通会費の差額の計算方法を次のとおり定める。なお、当初の会費納入先が何れであっても本会とは関与しない。

会 費	年間	月額
業者会員	150,000 円	12,500 円
個人会員	50,000 円	4,167 円
差額(業者一人)	100,000 円	8,333 円 (100,000÷12ヶ月≒8,333円)

変更起算月	個人会費受取額	月数	請求額 (差額 8,333 円×月数)
4 月	0		150,000 円
5 月	50,000 円	11	91,663 円
6 月	50,000 円	10	83,330 円
7 月	50,000 円	9	74,997 円
8 月	50,000 円	8	66,664 円
9 月	50,000 円	7	58,331 円
10 月	50,000 円	6	49,998 円
11 月	50,000 円	5	41,665 円
12 月	50,000 円	4	33,332 円
翌年 1 月	50,000 円	3	24,999 円
翌年 2 月	50,000 円	2	16,666 円
翌年 3 月	50,000 円	1	8,333 円

(普通会費の減免)

第5条 会長は理事会の承認を経て正会員のうち高齢者、長期療養者に対し、普通会費の一部又はその全部を減免することが出来る。

取扱い基準

○長期療養で会費の納入が困難な場合はその事由となる診断書を会長に提出し、理事会において会費減免の判断をうけるものとする。ただし、会費の免除については1回限りで1年を限度とする。